

## 公共用水域に係る環境基準の今後の動向等について

### 1 水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加について（ノニルフェノール）

平成24年8月22日付け環境省告示により、ノニルフェノールについて、これまで指定されていた全亜鉛に続き、新たな水生生物の保全に係る公共用水域環境基準として追加された。

（参考）

※ノニルフェノールの用途：アルキルフェノール類として非イオン界面活性剤の製造原料、プラスチックの酸化防止剤の原料、塩化ビニルの安定剤原料など。

#### 類型及び環境基準値 [河川及び湖沼]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.001mg/l 以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.0006mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	

備考：基準値は年間平均値とする。

### 2 水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加について（LAS）

（上記のノニルフェノールも含め、）平成23年1月より中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準専門委員会において、環境基準項目の追加等が検討されている。その中で直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）を新たな環境基準として追加する第2次報告案について、10/16～11/15の期間でパブリックコメントが実施され、12/27付でLASを環境基準として決定すること等を内容とした答申がなされた。今後、今年度内に環境基準として告示される予定である。

※また、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールについては要監視項目に設定される予定。

（参考）

※直鎖アルキルベンゼンスルホン酸の用途：約8割が家庭の洗濯用洗剤、2割弱がクリーニング等の業務用洗剤など。

※第2次報告案における類型と水質目標値（海域は省略）

	類型	目標値 (mg/l)
河川・湖沼	生物A	0.03
	生物特A	0.02
	生物B	0.05
	生物特B	0.04